

資料

平成 2 6 年第 3 回定例市議会議案  
条例新旧対照表

議案第 3 3 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案	1
議案第 3 4 号	特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	
	特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部改正案	3
議案第 3 5 号	藤井寺市老人医療費の助成に関する条例等の一部改正について	
	藤井寺市老人医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	4
	藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	6
	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	8
	藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	10
	藤井寺市介護保険条例の一部改正案（第 5 条関係）	11
	市税条例の一部改正案（第 6 条関係）	12
議案第 3 6 号	市立保育所条例の一部改正について	
	市立保育所条例の一部改正案	13

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p><b>第2条</b> 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>行旅病人</u>、<u>行旅死亡人</u>等の收容護送作業従事手当</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(<u>行旅病人</u>、<u>行旅死亡人</u>等の收容護送作業従事手当)</p> <p><b>第5条</b> <u>行旅病人</u>、<u>行旅死亡人</u>等の收容護送作業従事手当は、職員が次に掲げる者を收容、護送又は介護をしたときに支給する。</p> <p>(1) <u>行旅病人</u></p> <p>(2) <u>行旅死亡人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社会福祉業務従事手当)</p> <p><b>第8条</b> 社会福祉業務従事手当は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p><b>第2条</b> 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>行路病人</u>、<u>行路死亡人</u>等の收容護送作業従事手当</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(<u>行路病人</u>、<u>行路死亡人</u>等の收容護送作業従事手当)</p> <p><b>第5条</b> <u>行路病人</u>、<u>行路死亡人</u>等の收容護送作業従事手当は、職員が次に掲げる者を收容、護送又は介護をしたときに支給する。</p> <p>(1) <u>行路病人</u></p> <p>(2) <u>行路死亡人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社会福祉業務従事手当)</p> <p><b>第8条</b> 社会福祉業務従事手当は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及</u></p>

改正後			改正前																																						
<p>び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく訪問調査等の現業業務に職員が従事したときに支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>別表（第3条—第13条関係）</b></p> <p>特殊勤務手当支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>支払基準</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>行旅病人、行旅</td> <td>病人 1件につき</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>死亡人等の収容</td> <td>死亡人 1件につき</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>護送作業従事手当</td> <td>死亡人（深夜） 1件につき</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table>			手当の種類	支払基準	金額（円）	（略）			行旅病人、行旅	病人 1件につき	1,000	死亡人等の収容	死亡人 1件につき	1,500	護送作業従事手当	死亡人（深夜） 1件につき	2,000	（略）			<p>び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく訪問調査等の現業業務に職員が従事したときに支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>別表（第3条—第13条関係）</b></p> <p>特殊勤務手当支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>支払基準</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>行路病人、行路</td> <td>病人 1件につき</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>死亡人等の収容</td> <td>死亡人 1件につき</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>護送作業従事手当</td> <td>死亡人（深夜） 1件につき</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table>			手当の種類	支払基準	金額（円）	（略）			行路病人、行路	病人 1件につき	1,000	死亡人等の収容	死亡人 1件につき	1,500	護送作業従事手当	死亡人（深夜） 1件につき	2,000	（略）		
手当の種類	支払基準	金額（円）																																							
（略）																																									
行旅病人、行旅	病人 1件につき	1,000																																							
死亡人等の収容	死亡人 1件につき	1,500																																							
護送作業従事手当	死亡人（深夜） 1件につき	2,000																																							
（略）																																									
手当の種類	支払基準	金額（円）																																							
（略）																																									
行路病人、行路	病人 1件につき	1,000																																							
死亡人等の収容	死亡人 1件につき	1,500																																							
護送作業従事手当	死亡人（深夜） 1件につき	2,000																																							
（略）																																									

議案第 34 号

特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

○特別職等の職員の給与の特例に関する条例（平成26年藤井寺市条例第11号） 新旧対照表

新	旧
<p>(市長等の給料の特例)</p> <p><b>第1条</b> 市長及び副市長の給料月額、平成26年7月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）第6項の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、その100分の20に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(教育長の給料の特例)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(市長等の給料の特例)</p> <p><b>第1条</b> 市長及び副市長の給料月額は、平成26年7月1日から平成26年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）第6項の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、その100分の20に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(教育長の給料の特例)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。</p>

議案第 35 号

藤井寺市老人医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○藤井寺市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年藤井寺市条例第31号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p><b>第2条</b> この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号）第2条第1項に規定する者（<u>同条第2項第2号又は第3号</u>に該当する者を除く。）であって、<u>同条例第2条の2の所得制限を適用した場合</u>において対象者となる者又は藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）<u>第3条第1項に規定するひとり親家庭の父、母又は養育者（同条第2項第3号又は第4号に該当する者を除く。）</u>であって、<u>同条例第3条の2の所得制限を適用した場合</u>において対象者となる者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は対象者としな</p> <p>3 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p><b>第2条</b> この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号）第2条第1項に規定する者（<u>同条第2項第3号又は第4号</u>に該当する者を除く。）であって、<u>同条第2条の2の所得制限を適用した場合</u>において対象者となる者又は藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）<u>第2条第1項に規定するひとり親家庭の父、母又は養育者（同条第2項第3号から第5号に該当する者を除く。）</u>であって、<u>同条例第2条の2の所得制限を適用した場合</u>において対象者となる者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は対象者としな</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は<u>医療保険各法</u>の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は<u>医療保険各法</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が<u>行われるとき</u>。</p> <p>(2) <u>医療保険各法</u>の規定による承認法人等、健康保険組合又は共済組合から<u>医療保険各法</u>の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は<u>社会保険各法</u>の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は<u>社会保険各法</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が<u>行われたとき</u>。</p> <p>(2) <u>社会保険各法</u>の規定による承認法人等、健康保険組合又は共済組合から<u>社会保険各法</u>の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p>

○藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p><b>第2条</b> この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める<u>医療保険に関する法律</u>（以下「<u>医療保険各法</u>」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 対象者のうち、次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は<u>医療保険各法</u>の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は<u>医療保険各法</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者若しくは組合員であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は<u>医療保険各法</u>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事</p>	<p>(対象者)</p> <p><b>第2条</b> この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める<u>社会保険に関する法律</u>（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 対象者のうち、次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は<u>社会保険各法</u>の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は<u>社会保険各法</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者若しくは組合員であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は<u>社会保険各法</u>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事</p>

改正後	改正前
<p>業者から指定訪問看護を受けた時を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による給付が行われるとき。</p> <p>(2) <u>医療保険各法</u>の規定による承認法人等、健康保険組合又は共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から<u>医療保険各法</u>の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p>	<p>業者から指定訪問看護を受けた時を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による給付が行われたとき。</p> <p>(2) <u>社会保険各法</u>の規定による承認法人等、健康保険組合又は共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から<u>社会保険各法</u>の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p>

（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p><b>第4条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める医療保険に関する法律 （以下「医療保険各法」という。）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の 規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事 業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が 行なわれた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する 費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若 しくは組合員であった者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被 保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは 加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則 で定める一部自己負担額を控除した額を医療費として助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を 行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私 立学校振興・共済事業団から医療保険各法の規定により対象者の支払った一部負</p>	<p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30 号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p><b>第4条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める社会保険に関する法律 （以下「社会保険各法」という。）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の 規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事 業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が 行なわれた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する 費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若 しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被 保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは 加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則 で定める一部自己負担額を控除した額を医療費として助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を 行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私 立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負</p>

改正後	改正前
担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行なわれたときはその額 3・4 (略)	担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行なわれたときはその額 3・4 (略)

○藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表  
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が<u>行われる</u>とき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が<u>行われた</u>とき。</p> <p>(2) (略)</p>

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表  
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p><b>第8条</b> 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 74,880円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p><b>第8条</b> 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 74,880円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
 （第6条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p><b>第46条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p><b>第46条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 36 号

市立保育所条例の一部改正について

○市立保育所条例（昭和38年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入所の資格)</p> <p><b>第5条</b> <u>保育所に入所できる者は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の規定による保育を必要とする乳幼児とする。</u></p> <p>2 保育所に収容力があるときは、前項以外の<u>乳幼児</u>を入所させ、これを保育することができる。</p> <p>(保育料)</p>	<p>(入所の資格)</p> <p><b>第5条</b> <u>保育所は、次の各号のいずれかに該当する乳幼児につき、保護者からの保育の実施の申込みを受けてこれを保育する。</u></p> <p>(1) <u>保護者が労働に従事し、乳幼児の保育に欠ける場合</u></p> <p>(2) <u>保護者が疾病のため、乳幼児の保育に欠ける場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるものを除くほか、市長が必要と認める場合</u></p> <p>2 保育所に収容力があるときは、前項以外の<u>乳児</u>を入所させ、これを保育することができる。</p> <p>(入所の承諾)</p> <p><b>第6条</b> <u>保護者は、保育所における保育の実施を希望するときは、市長の承諾を受けなければならない。</u></p> <p>(入所の拒絶)</p> <p><b>第7条</b> <u>乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、入所を承諾しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>伝染性疾患を有する場合</u></p> <p>(2) <u>身体虚弱のため保育に堪えない場合</u></p> <p>(3) <u>その他市長が不相当と認める場合</u></p> <p>(保育料)</p>

改正後	改正前
<p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 <u>前条第2項</u>の規定に該当する<u>乳幼児</u>の保育料は、市長が別に定める。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>(保育料の納入方法)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>(既納の保育料)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>(入所の取消し)</p> <p><b>第10条</b> 乳幼児又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は入所の承諾を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第5条第1項</u>に該当しなくなった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p>	<p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 <u>第5条第2項</u>の規定に該当する<u>幼児</u>の保育料は、市長が別に定める。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>(保育料の納入方法)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>(既納の保育料)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>(入所の取消し)</p> <p><b>第12条</b> 乳幼児又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は入所の承諾を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第5条第1項各号</u>のいずれかに該当しなくなった場合</p> <p>(2) <u>第7条各号</u>のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p>